

議案第66号

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 屋外プールの使用時間及び利用料金を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2屋外プールの部を次のように改める。

屋外プール

| 使用者 | 利用料金、単位時間等 | | | |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 午前9時から 午後5時まで | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後5時から 午後9時まで |
| | 1回 | | | |
| 大人 | 1,180円 | 660円 | 660円 | 660円 |
| 高齢者（65歳以上） | 450円 | 250円 | 250円 | 250円 |
| 小人（小・中学生） | 450円 | 250円 | 250円 | 250円 |
| 幼児 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 障害者 | 450円 | 250円 | 250円 | 250円 |
| 障害者（小・中学生に限る。） | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 障害者の介助者（区長が定める 人数に限る。） | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |

附 則

この条例は、令和3年7月17日から施行する。